

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月1日～ 令和8年9月30日までの 5 年間

2. 内容

目標1：子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備を行う

<対策>

- 令和3年 10月～
 - ・産前産後休業や育児休業、育児休業給付、社会保険料免除など諸制度の調査法に基づく制度の説明することにより安心して休業することができるようにする。
- 令和3年 11月～
 - ・制度に関する資料を作成し、職員に配布及び周知する。

目標2： 育児休業を取得する職員へ配慮する。

- ① 育児休業期間中の代替職員を確保する。
- ② 育児休業後に現職復帰できる業務体制を整える。
- ③ 育児休業中の職員に対して、能力の維持・向上を図るための支援を行い、職場復帰しやすい環境をつくる。

<対策>

- 令和4年 4月～
 - ・産前産後休業から職場復帰後まで、定期的な面接や声かけにより復帰しやすい環境づくりに努める。
 - ・育児休業中の職員に対し、職場からの情報提供を行い、職場復帰を支援する。（研修会・行事等の案内等）
 - ・子育て応援相談会を開催する。子育てしながら働いている職員の話の聴き、育児休業中及び職場復帰した職員が気軽に話せる場を設け、要望等をまとめる。